

## 京都府私立高等学校あんしん修学支援事業(授業料減免)

※目安年収590万円未満世帯が対象。「京都府私立高等学校あんしん修学支援事業(学費軽減)」とは別制度です。

### よくある質問について

#### Q1 申請手続きはいつ頃どのようにして行ったらいいですか？

A1 私立高等学校あんしん修学支援事業(授業料減免)については、京都府の補助制度を利用し、各私立高校の授業料減免等の制度を受けていただく制度です。手続きは、入学後、その年の6月頃に各私立高校から各私立高校の授業料減免等の申請書が配付され、通われている私立高校に対して申請いただくことになります。  
※学校によっては、4月に仮申請等を受付ける場合があります。学校の指示に従って手続きを行ってください。なお、1年生については、4月に国の就学支援金の手続きが必要となりますので、忘れず手続きしてください。(国の就学支援金も学校から案内等があります。)

#### Q2 支援が受けられるかどうか、収入の判定は具体的に何で判断したらいいですか？

A2 京都府私立高等学校あんしん修学支援事業(授業料減免)については、その年の6月頃にわかる当該年度の生徒の保護者(親権者)の地方税の課税所得額をもとに算出した金額が基準額未満かどうかで判定をします。(詳細は下記※参照)支援制度の概要などで示している年収は、あくまでモデル世帯における目安であり、保護者合算の年収が590万円未満であっても、課税所得額をもとに算出した金額が基準額以上である場合には、京都府私立高等学校あんしん修学支援制度(授業料減免)を受けることはできません。逆に保護者合算の年収が590万円以上であっても、課税所得額をもとに算出した金額が、基準額未満の場合、所得基準を満たすこととなります。

※判定基準の算出式及び基準額

親権者の「地方税の課税所得額×6%-市町村民税の調整控除の額(政令指定都市にお住まいの場合は、調整控除額に3/4を乗じる)」が合わせて154,500円未満であること。

#### Q3 いつ頃支援を受けられることがわかりますか？

A3 A1 のとおり申請手続きは、所得基準となる当該年度の課税所得額等がわかるその年の6月以降であり、また、保護者の方に対して減免等を決定するのは各私立高校となります。

京都府としては、各学校に早期に減免等を決定していただくようお願いしていますが、決定時期は各学校により異なります。各学校の授業料の納付時期(何期分まで納付するのか)、払い過ぎの授業料の還付時期(手続き)については、在籍の学校の事務室にお問い合わせください。

※申請手続きを完了し、支援の要件を満たしているのに、学校だけの判断で減免等を決定しないということはありません。

#### Q4 支援の要件を満たせば、入学金だけを用意すれば私立高校に行けますか？

A4 京都府私立高等学校あんしん修学支援事業(授業料減免)の支援対象となるのは、授業料(経常的な納付金である施設整備費等を含む)のみであり、制服代、PTA会費、修学旅行費などは支援の対象とはなりません。

また、生活保護世帯の方以外の支援額は、上限年額65万円(国の就学支援金を含む)となりますので、対象授業料についても、65万円を超える金額については、原則、保護者負担となります。

なお、A3のとおり、多くの学校では、入学後、一旦、私立高校が定める期日までに授業料を納める必要があります。

※学校によって、一定要件のもと、支援対象となる授業料については、支払いを保留してくれる場合がありますので、必要に応じ、各学校にお尋ねください。

#### Q5 所得基準のほかに支援を受けるための要件はありますか？

A5 所得要件のほかに、

- ①世帯(保護者(親権者全員))の住所が京都府内であること。
- ②京都府認可の私立高校に在籍していること。(他府県の高校に通われる場合は対象なりません。)
- ③原則、国の就学支援金を受給していること。が要件となります。

【各要件の注意事項】

- ①単身赴任により、保護者の片方の住所が他府県にある場合も、生徒を含む世帯の生活の本拠が京都府内にあるときに限り、世帯の住所が京都府内にあるとみなします。
- ②京都府内にある全日制の私立高校は、すべて京都府認可の私立高校ですが、通信制の場合、京都府認可の私立高校は、令和2年現在、京都西山高校、京都廣学館高校、京都成章高校、京都共栄学園高校、京都美山高校、京都つばし開成高校、京都外大西高校、京都芸術大学附属高校の8校です。
- ③国の就学支援金の手続きを怠り受給できなくなると、その間、京都府私立高等学校あんしん修学支援制度(授業料減免)も受けられなくなりますので、忘れず手続きをしてください。

#### Q6 現在は他府県に住んでいるが、京都府内に引越しをすれば、支援の対象となりますか？

※住所以外の要件を満たしている場合

A6 一家転住の場合、以下のとおり支援対象となります。生徒のみもしくは、保護者の一方と生徒のみの転居では対象なりません。

- ①該当年度の4月1日以前に転居した場合…当該年度(4月1日から3月31日)1年間対象となります。
- ②該当年度の4月2日以降、12月31日までに転居した場合…転居した月の翌月から対象となります。ただし、転居が月の初日(1日)の場合は、当該転居した月から対象となります。
- ③該当年度の1月1日以降に転居した場合…当該年度の1月から3月は支援の対象とはなりません。次の学年の4月から対象となります。

※いずれの場合も学校への申請が必要です。申請が遅れると支援を受けられない場合があります。

#### Q7 他の奨学金や貸付などを利用している場合も支援の対象となりますか？

A7 京都府私立高等学校あんしん修学支援制度(授業料減免)は、京都府の補助制度を利用し、各私立高校の授業料減免等の制度を受けていただく制度ですので、他の奨学金等を利用していても支援対象となります。ただし、学校独自で支援対象となる授業料を全額免除し、支払うべき授業料が0円となった場合は、対象授業料を支払う必要がないため、支援の対象とはなりません。なお、授業料の一部だけ免除されている場合には、上限65万円の範囲内(国就学支援金、学校独自制度の授業料免除額を含む。)で支援を受けることは可能です。